

規 制 改 革 会 議
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 ワ ー キ ン グ ・ グ ル ー プ 報 告

目 次

| | |
|--|----|
| 規制改革の目的と検討の視点 | 1 |
| 具体的な規制改革項目 | 4 |
| (参考1) 会議開催概要 (規制改革会議 エネルギー・環境ワーキング・グループ関係) | 12 |
| (参考2) 規制改革会議 エネルギー・環境ワーキング・グループ 構成員名簿 | 13 |

規制改革の目的と検討の視点 (エネルギー・環境分野)

クリーンかつ経済的なエネルギーの供給と利用を促進するため、エネルギー・環境分野における規制改革においては、①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消、②次世代自動車の世界最速普及、③低炭素社会の推進、という3つの視点を設定し、これに即して以下のとおり個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。政府においては、これら改革項目の早期実現に向けた取組を強化すべきである。

1. エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

(1) 発電コスト引き下げによる再生可能エネルギーの普及促進

原子力発電の稼働停止を受け、環境にも配慮した高効率火力発電を活用するとともに、風力、地熱、太陽光、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーや分散型電源等による地域エネルギー創りを進め、国民が安価かつ安定的なエネルギーを利用できるよう取り組む。

風力発電については、相対的に廉価な発電コスト、風車の国産化による産業振興効果、海外市場の広がりといった総合的な観点から特に重要であることから、立地規制の見直し、環境アセスメントの迅速化等に引き続き取り組む。

また、地熱発電については、世界有数のポテンシャルを生かして、将来の開発が適切に進められねばならない。国立・国定公園内における風致景観や自然環境の保全、温泉地域における温泉資源保護と調和を図り、かつ地熱発電が拡大するための規制改革に取り組む。

そして、再生可能エネルギーの発電コストを引き下げるためには、発電所設置に係るイニシャルコストを低減することに加え、遠隔監視・遠隔制御などの技術の進展等を踏まえ、主任技術者制度を始めとした保安規制の合理化を図ることにより、発電所稼働後のランニングコストの低減に資する取組を行う。

(2) 地域発の再生可能エネルギー発電事業による地域活性化

エネルギーの供給力拡大とともに、地域における各主体（地方自治体・NPO法人等）の創意工夫による地域発の発電事業の立ち上げを容易にして地域活性化の一助とする。具体的には、バイナリー発電や小水力発電などの地域密着型の発電事業を推進するため、保安規制の合理化に加えて、水利手続の簡素化といった規制改革を行う。

(3) ユーザーの主体的な省エネ、創エネを可能にする環境整備

需要サイドで、ユーザーが主体的にピーク抑制、ピークカットに貢献できるよう、「デマンドレスポンス」など効率的なエネルギーマネジメントが必要である。エネルギーマネジメントは、マンション単位や地域単位で進めることが重要であり、そのビジネス化を容易にする制度環境整備を行う。

2. 次世代自動車の世界最速普及

(1) インフラ、車両両面からの規制改革による次世代自動車の世界最速普及

限りある化石燃料を有効に使う省エネルギーとCO₂排出量の大幅削減を実現する観点から、次世代自動車の世界最速普及、実用化が求められている。

我が国自動車産業は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等）分野において世界に先行しているが、各国政府も、環境・エネルギー問題克服のため環境対応車の開発を支援しており、競争が激化している。こうした中、我が国では、高い車両価格、インフラの不足等の課題を克服することに加えて、関連する規制について、国際調和と技術進歩に対応したものとなるよう合理化を図り、国際市場の獲得を目指す。

電気自動車を始め商用化が先行している次世代自動車の普及を後押しするとともに、2015年にも市場投入が予定されている燃料電池自動車について、水素インフラ、車両の双方について我が国の潜在力を最大限発揮できるよう規制面からの環境整備を行い、世界最速の商用化を実現させる。併せて、V2H（Vehicle to Home）技術を活用した自動車とスマートグリッドとの連携を可能にする制度整備を行う。こうした取組は、国際競争力の強化と雇用創出に寄与し、資源・環境制約の克服と経済成長の両立を実現するために重要である。

また、燃料電池自動車の燃料となる水素については、変動しやすい再生可能エネルギー由来の電力を高効率に水素に転換することで、経済的かつ効率的にエネルギーを変換・貯蔵・輸送・利用することができるため、科学技術イノベーションの観点からも重要視されている。総合科学技術会議と連携を取りつつ、必要な規制改革に取り組む。

(2) 次世代自動車の普及を加速させる安全・便利で経済的な国内インフラの整備

燃料電池自動車向け水素供給インフラについては、まず既往の閣議決定を受けて策定された規制の再点検に係る工程表（平成25年3月に改定）で示された項目について、着実に実施する。

さらに、燃料電池自動車の本格普及に当たっては、欧米で安全性が認められている水素スタンドを我が国に導入しようとする、規制対応の結果2倍以上のコストがかかるといった指摘があり、この解決が喫緊の課題となっている。具体的には、市街地における液化水素スタンドの設置、使用可能鋼材に係る性能基準や特定設備・配管等の設計係数などにおいて、我が国における対応が遅れている可能性がある。欧米の規制との国際比較の結果を十分に活用して、過剰とならないよう規制を合理化し、安全性と経済性とを両立させながら水素インフラの構築を推進する。

(3) 我が国の優れた技術力を生かした車両開発を実現するための環境整備

燃料電池自動車の車両については、本格普及を見据えた規制改革を行う。

現在、燃料電池自動車に係る世界統一技術基準策定の活動が行われており、これを国内法規

に円滑に組み込み、燃料電池自動車の相互認証を実現させるための規制改革を行う。例えば、車両及び水素タンクを同じ法規の中で捉える等整理の方策について検討する。

また、試験段階の燃料電池自動車をテストコース等で走らせる際、車両の水素タンクに係る容器検査を不要とするなど、車両開発を加速させるための手続簡素化を行う。

(4) 燃料電池自動車の世界統一技術基準の確立におけるリーダーシップの発揮

今後、国際競争力のある日本の燃料電池自動車をグローバルなマーケットに投入していくことを見据え、単に外国の規制基準に並ぶだけでなく、既存の枠組みを超えた技術革新や今度の市場を見通した新たなルール・制度整備を行うことに挑戦する。

3. 低炭素社会の推進

(1) 産官学連携による低炭素社会推進と経済成長の両立

低炭素社会の推進を新たな経済成長の機会と捉え、産官学連携による革新技術の開発、既存の先進技術の普及の障害となっている規制を見直す。

(2) 産業部門、民生部門、運輸部門における多面的な低炭素社会への取組

前述の再生可能エネルギーや分散型電源等の供給力拡大や次世代自動車の世界最速普及は、低炭素社会の観点からも非常に重要な取組である。

また、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、改正容器包装リサイクル法の見直し時期が到来したことを契機に、同法を所管する府省において、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については根本から再検討すべきである。

その他、民生部門の省エネ化を図るため、スマートメーターやエネルギーマネジメントシステムを組み込んだ省エネ住宅・建物の普及や温室効果がより小さい冷媒を用いた冷凍空調機器の速やかな普及を図る。

具体的な規制改革項目

①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|--|--|--|-------|
| 1 | 風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置 | 複数の風力発電所及び変電所を直接統括する事業場に電気主任技術者を選任することで、個別の風力発電所及び変電所における電気主任技術者の選任に替えることができる要件について、風力発電所等における監視の実態を踏まえ、具体的な要件を明確化する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 2 | 風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討 | 優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討・結論 | 農林水産省 |
| 3 | 電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討 | 電気主任技術者による太陽光発電の受変電設備の点検頻度の検討に際して、事故リスクの実態や、遠隔監視をはじめとした技術の進展等を踏まえ、保安規制手法の合理化について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 4 | バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し | 出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸化水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。 | バイナリー発電設備については平成25年度検討結論、結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始 | 経済産業省 |
| 5 | 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化 | 温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 環境省 |
| 6 | 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①(短期間での水利使用) | 慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 |
| 7 | 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②(新規の発電水利取得) | 慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置に関して、設置前後において取水量が変わらないことについて、慣行水利権に係る取水量の期別変動等を踏まえた確認方法等の検討を行った上で、新規の発電水利権を得る際の手続の簡素化を行う。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 |
| 8 | 豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量 | 設備容量に余裕のある小水力発電施設において、取水環境が変わらず、河川環境等に影響を与えないなどの一定の条件を満たせば、最大使用水量を増量する場合における水利権許可を新規の水利権取得として扱わない旨を、周知する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 |
| 9 | 山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化 | 取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 |
| 10 | 再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化 | 再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 11 | 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置 | バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。 | 平成25年度早期措置 | 経済産業省 |

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|---|---|-------------------------------------|---|
| 12 | 補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用 | 太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設の設置のため第三者に有償で設備の貸付(屋根貸し等)を行うにあたり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 |
| 13 | 風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定 | 風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度に短縮)を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。 | 平成25年度早期措置 | 経済産業省 環境省 |
| 14 | 配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進 | 環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 環境省 |
| 15 | 風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備 | 風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査をさらに簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 環境省 |
| 16 | 風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続 | 「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。 | 平成25年度上期措置 | 経済産業省 環境省 |
| 17 | 地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略 | 地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。 | 平成25年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 18 | 溶接安全管理検査(火力設備)制度の縮小 | 火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 19 | 既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡 | マンション高圧一括受電サービスの導入促進の観点から、一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者からの求めに応じて、設備品目や買取価格等を含め設備譲渡が公平に行われるよう一部の電力会社が事業者等と調整を行っており、他電力会社も同様の対応を行うこととなっているが、必要に応じてルール化を検討する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 |
| 20 | 高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検 | ①需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備の点検において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を定め、これを充足するときは、停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。 ②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を明確化する。 | ①平成25年度検討結論、結論を得次第措置 ②平成25年度上期措置 | 経済産業省 |
| 21 | 送配電工事ルールの見直し | 受電盤(キュービクル)の設置位置の変更などに伴う電力会社側引込線等の工事における受発注契約・出納・工事実施について、一般電気事業者の営業部門と新電力との間でのイコールフットイングや需要家の負担に留意しつつ検討を行い、その結果を明確化する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 22 | 高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し | 需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置づけは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化(Bルートのデジタルインターフェース化)の検討を行う。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|--|--|------------------------------|-------|
| 23 | スマートメータの導入整備に係る通信インフラの調達・構築 | スマートメータの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続を求める。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 24 | 特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃 | 小売全面自由化されれば、特定供給の許可なくとも供給することは可能となるが、それまでの間は、自家発電した電気を自家消費する行為の延長線上にあるという特定供給の趣旨に鑑み、自己電源の保有要件は維持しつつも、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率の見直しなど事業者の負担軽減につながる方策を検討する。また、特定供給の許可基準における自己電源として、蓄電池と再生可能エネルギーとの組み合わせや燃料電池が認められることを明確化する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 25 | 常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和 | 常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 環境省 |
| 26 | 「工事計画届出書」の期間の短縮 | コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届出について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 |
| 27 | 河川横断するガス導管敷設工事の濁水期(11～5月)以外の施工許可 | 河川横断するガス導管敷設工事について、地盤等の状況を確認し、河川保全上問題がない場合は、濁水期以外の期間に施工することが可能であることを河川管理者に周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 |
| 28 | 熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和 | 天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、正当な理由に基づいて一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能であり、仮にこのような行為を行ったとしても熱供給事業法第14条2項4号の「不当な差別的取扱い」にはあたらないことを熱供給事業者にも周知する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 |
| 29 | 太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し | 太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討を行い、結論を得る。また、太陽熱の蓄熱ユニットから配管する温水と、水量の安定のための逆止弁(必要に応じ更に減圧弁)をつけて水道から並行配管する水を合流させてガス給湯器に接続する場合の安全性を検証するとともに、逆流防止装置の適切な配置やシステム全体として求められる装置の新たな基準の設定の必要性についても検討を行い、結論を得る。 | 平成24年度検討開始、平成25年度結論、結論を得次第措置 | 厚生労働省 |
| 30 | 環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定 | ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 |
| 31 | 特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定 | 特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第52条第14項第1号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を発出し、周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 |
| 32 | 非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリー)の輸送 | 非常災害時には、ガソリン・LPGの緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策(①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる)を確保していることが確認できれば、地方運輸局長の許可手続は省略し得ることを地方運輸局に通知するとともに、国土交通省ホームページを通じて広く周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 |
| 33 | 非常災害時における少量危険物の貯蔵・運搬 | 災害により危険物施設が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知する。 | 平成25年度措置 | 総務省 |

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|------------------|---|--------------------------------|--------------|
| 34 | 消防用設備に対する二重規制の緩和 | ガス系消防用設備の容器(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の貯蔵容器、加圧用ガス容器並びに起動用ガス容器)に取り付けられている容器弁につき、消防法における容器弁の安全性検査(耐圧点検)と高圧ガス保安法における容器弁を含む容器全体の容器再検査等(耐圧試験等)について、検査方法の詳細を確認し、必要に応じて省令改正等の措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、平成26年度上期結論、結論を得次第措置 | 総務省 経済産業省 |

②次世代自動車の世界最速普及

| | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|----|---------------------------------------|--|-----------------------------------|-------|
| 35 | 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法) | 公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日あたりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 36 | 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法) | 小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。 | 高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置 | 国土交通省 |
| 37 | 高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化 | 小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 38 | 圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充填、保管、移動時の上限温度の緩和 | 圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充填、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 39 | 市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定 | 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 |
| 40 | 液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法) | 液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 41 | 液化水素スタンド基準の整備②(消防法) | 液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。 | 高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討結論、結論を得次第措置 | 総務省 |
| 42 | 液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法) | 液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。 | 高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置 | 国土交通省 |
| 43 | 70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備 | ①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 44 | 市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加 | 市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 |

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|---|--|---|----------------|
| 45 | 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備 | 海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。 | 平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置 | 経済産業省 |
| 46 | 水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化 | 水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。 | 平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 47 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和 | 燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85℃で87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 48 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。 | (圧縮水素自動車燃料装置用容器)平成25年度検討結論、結論を得次第措置 (圧縮水素運送自動車用複合容器)平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 49 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。 | HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置 | 経済産業省 |
| 50 | 燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化 | HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国交省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置 | 経済産業省 国土交通省 |
| 51 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日」の刻印及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 52 | 燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 |
| 53 | 車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加 | ①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票ですべて確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。 | ①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|---|--|------------------------------|----------------|
| 54 | 燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化 | 警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際に、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を搭載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したこととなる旨を同車両の所有者等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。 | 平成25年度措置 | 警察庁 経済産業省 |
| 55 | 燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備 | 燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置づける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 56 | 電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討 | 電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合について、検討を行う。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 57 | 試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の認可制度の見直し | 燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 58 | 燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備 | 燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 国土交通省 |
| 59 | 事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備 | 燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討のうえ、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 |
| 60 | 天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共有化 | 消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共有化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置 | 総務省 経済産業省 |
| 61 | 天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大 | 天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 |

③低炭素社会の推進

| | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|----|---|--|---|--------------|
| 62 | グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し | 電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数の算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論 | 経済産業省 環境省 |
| 63 | 冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備 | 現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることにについて検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置 | 経済産業省 |

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期(案) | 所管省庁 |
|-----|------------------------------|--|---------------------------|--------------|
| 64 | オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大 | オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行う。これを踏まえ「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂について検討を行い、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、結論を得次第措置 | 環境省 |
| 65 | プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方 | 容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置 | 経済産業省 環境省 |

(参考1)

会議開催概要

(規制改革会議 エネルギー・環境ワーキング・グループ関係)

平成 25 年 3 月 15 日 第 1 回会合

- ・ これまでの取組紹介
- ・ エネルギー・環境WGの今後の進め方
- ・ 事業者ヒアリング① (燃料電池自動車に係る水素インフラ、風力発電)

平成 25 年 3 月 22 日 第 2 回会合

- ・ 第 1 回WGにおける事業者ヒアリングの振り返り
- ・ 委員提案について
- ・ 事業者ヒアリング② (太陽光発電、地熱発電、小水力発電)

平成 25 年 3 月 28 日 第 3 回会合

- ・ 第 2 回WGにおける事業者ヒアリングの振り返り
- ・ 事業者等ヒアリング③ (特定供給の要件緩和、マンション高圧一括受電、次世代自動車、プラスチック製容器包装リサイクル)

平成 25 年 4 月 8 日 第 4 回会合

- ・ 国際先端テストについて
- ・ 第 3 回WGにおける事業者ヒアリングの振り返り
- ・ 事業者等ヒアリング④ (プラスチック製容器包装リサイクル)
- ・ 規制改革検討項目一覧 (案)

平成 25 年 5 月 8 日 第 5 回会合

- ・ 国際先端テストに関するヒアリング (消防庁、経済産業省)

平成 25 年 5 月 13 日 第 6 回会合

- ・ 報告書案とりまとめ

(参考2)

規制改革会議

エネルギー・環境ワーキング・グループ構成員名簿

<五十音順、敬称略>

【委員】

| | |
|--------------|----------------|
| (座長) 安 念 潤 司 | 中央大学法科大学院教授 |
| 佐久間 総一郎 | 新日鐵住金株式会社常務取締役 |
| 林 　　　　　いづみ | 永代総合法律事務所弁護士 |
| 松 村 敏 弘 | 東京大学社会科学研究所教授 |

【専門委員】

| | |
|---------|------------------------------|
| 小 林 三喜雄 | 花王株式会社購買部門戦略購買センター 部長 |
| 圓 尾 雅 則 | SMB C日興証券株式会社マネジング ディレクター |